

(文書番号 1001)
平成 17 年 3 月 9 日

厚生労働省医政局医事課長 殿

NPO 法人日本レーザー医学会
理事長 加藤裕文



医師法上の疑義について (照会)

標記について、下記のとおり疑義があるので貴省の見解を伺います。

記

「医師免許を有しない者による脱毛行為の取扱いについて」(平成 13 年 11 月 8 日付け医政医発第 105 号厚生労働省医政局医事課長通知)において、「用いる機器が医療用であるか否かを問わず、レーザー光線又はその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為」については、医師が行うのであれば保険衛生上危害の生ずるおそれのある行為であり、医師免許を有しない者が業として行えば医師法第 17 条に違反するとの見解が示されている。

ここでいう「毛乳頭、皮脂腺開口部等」には立毛筋の基部に存在する幹細胞も含まれ、また、「毛乳頭、皮脂腺開口部等」を完全に破壊するには至らない部分的な破壊についても医師免許を有しない者が業として行えば医師法第 17 条に違反するものをして解してよろしいか。

以上

医政医発第0324001号

平成17年3月24日

NPO法人日本レーザー医学会

理事長 加藤治文 殿

厚生労働省医政局医事課長



医師法上の疑義について（回答）

平成17年3月9日付け（文書番号1001）にて照会のありました標記の件については、貴見のとおりと思料します。